

推薦選抜（特別推薦） 受験についての連絡事項

鳥羽商船高等専門学校

以下のとおり推薦選抜を実施しますので、よく確認して間違いのないように受験してください。

1. 日時 令和7年1月12日（日）

事 項	時 間	場 所
受 付	9時00分～ 9時30分	4号館1階フロア
日程説明及びアンケート	9時30分～ 9時50分	マルチメディア教室
面 接	9時50分～（終了後、順次解散）	各面接会場

（備考）遅刻については、9時40分までに受付完了した場合に限り、受験を認めます。

2. 受験地 **鳥羽商船高等専門学校**（三重県鳥羽市池上町1-1）

- ◎ 近鉄 池の浦駅下車 徒歩10分
- ◎ JR又は近鉄 鳥羽駅下車 タクシー5分
（タクシーは駅で待機していない場合があります。）

3. 所持品について

受験票、筆記用具等（裏面に詳細を記載しています）。

4. その他

- 1) 裏面には注意事項を記載しています。よく読んでおいてください。
- 2) Web出願サイトで入力した住所等が変更になった場合は、早急に届けてください。
- 3) 可否については、本校掲示、本校ホームページへの掲載、合格者への郵送のみで行います。電話での問い合わせは、一切受け付けません。

※ 次のいずれかに該当する場合は、**追試験受験の対象者となります。**

9時30分までに必ず下記問い合わせ先まで症状等の報告をしてください。9時30分までに連絡がない場合は、追試験受験の意思がないものとして取り扱います。

- ア. 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第十八条に定める感染症に罹患、または罹患している疑いがあり、本試験を受験できない者
- イ. その他、受験者自身の責めに帰することができない理由で本試験を受験できず、追試験の受験を申請した者で、本校校長がその申請を認めた者

《問い合わせ先》

〒517-8501 三重県鳥羽市池上町1-1
鳥羽商船高等専門学校 学生課教務係（入試担当）
Tel 0599-25-8404（ダイヤルイン）

所持品に関して

1. 試験時間中、机の上に置けるものは次のとおりです。
 - ・受験票
 - ・筆記用具（鉛筆 HB、Bまたは2B。シャープペンシルは不可。）
※和歌・格言、英文が印刷されているものは不可。鉛筆キャップの使用は可。
 - ・消しゴム（プラスチック製）
 - ・時計（計時機能のみのもの。アラームは解除しておくこと。）
※辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマー、ストップウォッチ、大型のものは不可。
 - ・眼鏡（ウェアラブル端末は不可）
 - ・その他、監督者が認めたもの。
2. 試験時間中に、次のものは使用できません。（身に着けていてはいけません。）
定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）・コンパス・電卓・そろばん・グラフ用紙等の補助具・携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・タブレット端末・電子辞書・ICレコーダー・音楽プレーヤー等の電子機器類・イヤホン・耳栓・教科書・参考書・辞書等の書籍類
3. 鉛筆削りは、試験室内に用意してあり、休憩時間中に使用できます。ただし、カッターナイフ等の刃物類は、危険なため持ち込まないでください。
4. 試験室内で、次のものを使用する場合は監督者に申し出てください。
コート類、座布団、膝掛け（英文字や地図等がプリントされているものは不可）、ハンカチ（無地のもの）、ティッシュペーパー（袋または箱から中身だけ取り出したもの）、カイロ（文字が書かれていないもの）
5. 上履きは必要ありません。
6. 昼食は必要に応じて持参してください。
7. 服装は所属学校指定のもので構いません。試験室の換気として、窓の開放を行うことがありますので、防寒着は必要に応じて持参してください。

不正行為に関して

1. 次のことを行くと不正行為となります。
 - ・受験票、解答用紙へ故意に虚偽の記入をすること。
（本人以外の写真を貼ることや、本人以外の氏名・受験番号を記入することなど。）
 - ・カンニングをすること。
 - ・他の受験者のカンニングを手助けすること。
 - ・配付された試験問題・解答用紙・資料等を、許可なく試験室から持ち出すこと。
 - ・監督者等の試験開始・終了の指示に従わないこと。
 - ・試験時間中に、「所持品に関して」の「2」に示したものを使用したり、身に着けたりすること。

不正行為を行った受験者には、その場で受験の中止と退室を命じ、当該受験者の受験は無効とします。また、不正行為に見えるような行為は、監督者が注意等を行う場合があります。
2. 上記「1」以外にも、次のことを行くと不正行為となることがあります。
 - ・試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
 - ・試験に関して、自身や他の受験者が有利、または不利になるような虚偽の申し出をすること。
 - ・試験会場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
 - ・試験会場において監督者等の指示に従わないこと。
 - ・その他、受験の公平性、公正性を損なうおそれのある行為をすること。

不正行為と認定された場合の取り扱いは、「1」と同様とします。